

岐阜県地球温暖化防止基本条例

平成21年3月30日

条例第21号

岐阜県地球温暖化防止基本条例をここに公布する。

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 県による地球温暖化対策（第7条 第9条）

第3章 事業活動に係る地球温暖化対策（第10条 第15条）

第4章 日常生活に係る地球温暖化対策（第16条・第17条）

第5章 自動車の使用に係る地球温暖化対策（第18条 第24条）

第6章 建築物に係る地球温暖化対策（第25条 第29条）

第7章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策（第30条）

第8章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策（第31条・第32条）

第9章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等（第33条 第35条）

第10章 雑則（第36条 第40条）

附則

現代社会は、化石エネルギーと資源の大量消費に依存しながら著しい発展を遂げてきた。この発展に伴い、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスも、増加の一途をたどり、これが地球温暖化を引き起こし、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。今や地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、私たちは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

このような状況のなかで、私たちは、県土のおよそ8割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギーの活用など、先取の気概をもって低炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

このため県民、事業者、行政その他のあらゆる主体が参画し、相互に連携して地球温暖化対策の更なる推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、岐阜県環境基本条例（平成7年岐阜県条例第9号）第3条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進するための基本的事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための施策その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるエネルギーをいう。

(県の責務)

第3条 県は、中長期的観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による地球温暖化対策の策定及び実施は、国、市町村、事業者、県民及び

事業者又は県民の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携して行うものとする。

3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるものとする。

4 県は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

5 県は、事業者、県民及び民間団体が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制に関する調査その他の地球温暖化対策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

（観光旅行者等の責務）

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

第2章 県による地球温暖化対策

（県による地球温暖化対策）

第7条 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 事業者、県民、民間団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。

(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう。）であって規則で定めるものの普及に関すること。

(3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）への需要の転換の促進に関すること。

(4) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。

(5) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策の

推進に関すること。

- (6) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の環境性能の向上に関すること。
 - (7) 緑化の推進に関すること。
 - (8) 森林の保全及び整備並びに県産材（県内に所在する森林から生産された木材をいう。以下同じ。）その他の森林資源の利用の促進に関すること。
 - (9) エネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関すること。
 - (10) 再生可能エネルギーの普及に関すること。
 - (11) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
 - (12) 地球温暖化の防止に貢献する技術に係る研究開発の促進並びに当該技術を有する産業の育成及び振興に関すること。
 - (13) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究に関すること。
 - (14) 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること。
- （地球温暖化防止計画の策定）

第8条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化防止計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、地球温暖化防止計画の変更について準用する。

（地球温暖化対策の実施状況等の公表）

第9条 知事は、毎年、地球温暖化防止計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 事業活動に係る地球温暖化対策

（事業活動環境配慮指針）

第10条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(温室効果ガスの排出の量等の把握)

第11条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第12条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

(1) 特定事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 次号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び当該措置により達成すべき目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前2項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出)

第13条 前条第1項又は第2項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出削減計画書(同条第3項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあっては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書)に記載した措置の実施状況を記載した報告書(以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

第14条 知事は、第12条第1項若しくは第2項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第3項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(補完的手段)

第15条 特定事業者及び第12条第2項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提

出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

第4章 日常生活に係る地球温暖化対策

(エネルギーの使用の量の把握)

第16条 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(環境物品等の選択等)

第17条 県民は、日常生活に関し、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

2 県民は、日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。

第5章 自動車の使用に係る地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

第18条 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車(以下「公共交通機関等」という。)の利用等に努めるものとする。

2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の適正な整備等)

第19条 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を適正に整備し、及び適切に運転するよう努めるものとする。

(自動車の原動機の停止)

第20条 自動車を運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止するよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(自動車通勤環境配慮指針)

第21条 知事は、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車(自動車であって、自家用として使用されるものをいう。以下同じ。)が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項に関する指針(以下「自動車通勤環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、自動車通勤環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

第22条 常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所として規則で定めるもの(以

下「特定大規模事業所」という。)を設置する事業者(以下「特定大規模事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「自動車通勤環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- (1) 特定大規模事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定大規模事業所の名称及び所在地
- (3) 特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定大規模事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前2項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第23条 前条第1項又は第2項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画書(同条第3項の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者にあっては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画書)に記載した措置の実施状況を記載した報告書(以下「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画書等の公表)

第24条 知事は、第22条第1項若しくは第2項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出、同条第3項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出又は前条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

(建築物環境配慮指針)

第25条 知事は、建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「建築主」という。)が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第26条 建築主は、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第27条 建築主であって規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
- (5) 省エネルギーのために講ずる措置
- (6) 再生可能エネルギーの導入に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第28条 前条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書(同条第3項の規定により変更後の建築物環境配慮計画書を提出した建築主にあっては、当該変更後の建築物環境配慮計画書)を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第29条 知事は、第27条第1項若しくは第2項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第3項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第7章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

第30条 事業者、県民及び民間団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに県産材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する事業者及び県民の理解を深めるた

め、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第 8 章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

(再生可能エネルギーの優先的利用等)

第 3 1 条 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器具の優先的な使用に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの普及等)

第 3 2 条 県は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者及び県民による省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第 9 章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

(地球温暖化の防止に関する教育及び学習)

第 3 3 条 県は、県民が、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場において、地球温暖化の防止について学ぶことができるようにするため、学校、民間団体、事業者、市町村等と連携し、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第 3 4 条 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、事業者、県民及び観光旅行者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第 3 5 条 知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

第 1 0 章 雑則

(指導及び助言)

第 3 6 条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

第 3 7 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第 2 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第 2 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提

出を求めることができる。

(勧告)

第 38 条 知事は、第 12 条第 1 項若しくは第 3 項、第 13 条、第 22 条第 1 項若しくは第 3 項、第 23 条、第 27 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 28 条の規定による提出又は届出 (以下「提出等」という。) をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(公表)

第 39 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 40 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条から第 15 条まで、第 22 条から第 24 条まで、第 27 条から第 29 条まで、第 37 条から第 39 条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書が提出されている建築物については、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。